

防整技第7178号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

警備員等及び監督官事務所備品等算定要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

警備員等及び監督官事務所備品等算定要領

(目的)

第1 この要領は、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の実施に当たり、「公共建築工事積算基準」、「土木工事積算基準」及び「通信工事積算基準」に定める警備員等及び監督官事務所備品等を算定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2 警備員等及び監督官事務所備品等の算定に当たっては、工事の内容、工事場所、工事現場の状況、工事監督官及び監理者の配置状況等を勘案の上、この要領に基づき適正に行うものとする。

2 警備員等及び監督官事務所備品等を建設工事に含めて契約する場合には、設計図書に必要事項を明記するものとする。

3 警備員等及び監督官事務所備品等は、各積算価格算定要領の定めるところに従い、適正に積み上げるものとする。

(警備員等の算定)

第3 警備員等の算定は、次によるものとする。

(1) 警備員

ア 物価誌及び見積により算定する。

イ 月間契約（1カ月当たり20日勤務）を標準とする。

(2) 交通整理員

ア 交通整理員単価により算定する。

イ 必要日数を計上する。

(3) 道路清掃員

ア 軽作業員相当単価により算定する。

イ 必要日数を計上する。

(4) 監理用車両の運転手

ア 一般運転手相当単価により算定する。

イ 1カ月当たり18日の勤務を標準とする。

ウ 1日当たり拘束時間は実情勘案の上決定する。

(5) 連絡員

- ア 国家公務員行政職俸給表（一） 1 級 1 号俸により算定する。
- イ 調整手当、期末手当及び勤勉手当を加算する。
- ウ 通勤手当、超過勤務手当は必要に応じて加算する。

(監督官事務所備品等の算定)

第 4 監督官事務所備品等の算定は、次によるものとする。

(1) 監督官事務所備品

配置される監督官の人数に応じ、必要最小限の備品の損料又は賃貸料を計上する。

(2) 監督官宿舍備品

配置される監督官の人数に応じ、必要最小限の備品の損料又は賃貸料を計上する。

(3) 監督官事務所電話

防衛省専用線の利用を原則とするが、これが不可能な場合で商用電話を設置する場合には、設置料のみ計上し、料金等は庁費とする。

(4) 監督官事務所、宿舍に係る光熱水道料等

必要経費を計上する。

(5) 監理用車両

ア 車種は、ライトバン（5 人乗り 1500cc）を標準とする。

イ 1 カ月当りの供用日数は 18 日を標準とする。

ウ 1 日当りの損料として供用損料を 1 日及び実状勘案の上必要な運転損料（燃料費とも）を計上するもとし、その算定要領については、建設機械等経費及び建設用仮設材経費の積算等について（防整技第 7 1 7 9 号。2 8. 3. 3 1）によるものとする。

(特例)

第 5 警備員等及び監督官事務所備品等の算定に当り、この要領によりがたい場合には、整備計画局長の承認を得て他の方法によることができる。